

横浜市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

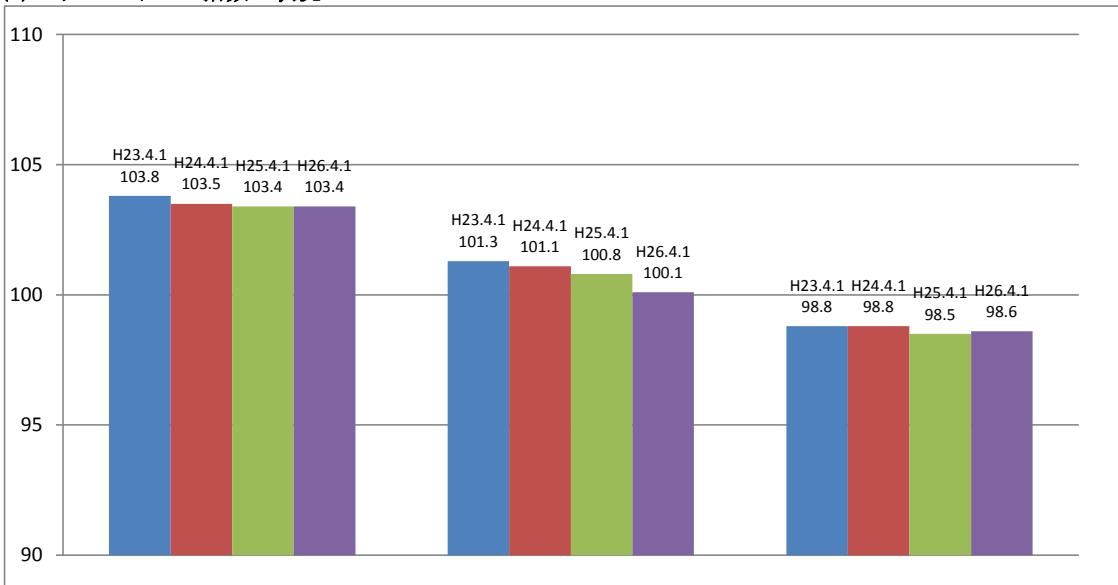
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 24年度の人件费率
25年度	人 3,714,200	千円 1,558,218,510	千円 18,200,647	千円 191,374,989	% 12.3%	% 14.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 指定都市平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
25年度	人 19,710	千円 76,448,129	千円 25,800,753	千円 33,104,112	千円 135,352,994	千円 6,867	千円 6,619	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



横浜市

指定都市平均

全国市平均

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「指定都市平均」とは、各政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ ラスパイレス指数が、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

横浜市は、特殊勤務手当など諸手当の引下げを他都市に先駆けて行ってきたため、給料月額（本給）のみで算出するラスパイレス指数は高い指数となりやすい傾向がありますが、実際に職員に支給される諸手当を含めた平均給与月額では、指定都市の平均を下回る水準となっています（3頁上段参照）。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	391,753円	390,850円	903円 (0.23%)	0.23%	0.23%	0.27%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	4.16月	4.00月	0.16月	0.15月	4.15月	4.10月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 **未実施**]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

平成26年度の本市人事委員会の報告・勧告において、「次回の報告・勧告において本委員会としての考え方を具体的に示していく必要がある」と言及されていることから、本市人事委員会の報告・勧告を踏まえ対応する。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

平成26年12月の給与改定において、地域手当を12%から12.26%に引き上げを行った。この改定は、公民較差が小さく給料表で適切な改定を行うには十分ではないこと及び国における給与制度の総合的見直しで、平成27年度から本市域の地域手当が段階的に12%から16%となることから、地域手当で較差を解消することとした。その結果、国基準13%に対し、横浜市においては12.26%を支給。

③その他の見直し内容

特になし

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横浜市	41.2 歳	331,834 円	436,141 円	389,086 円
神奈川県	43.2 歳	328,887 円	436,477 円	382,261 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
指定都市	42.3 歳	328,318 円	438,615 円	386,312 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
横浜市	47.9 歳	2,836 人	346,386 円	430,934 円	402,623 円
うち清掃職員	46.2 歳	1,201 人	339,593 円	442,757 円	397,697 円
うち学校給食職員	48.2 歳	449 人	344,363 円	402,982 円	394,485 円
うち守衛	43.5 歳	16 人	325,600 円	456,308 円	379,080 円
うち用務員	49.9 歳	607 人	357,678 円	422,362 円	412,965 円
うち自動車運転手	53.0 歳	29 人	359,272 円	451,282 円	418,980 円
神奈川県	54.6 歳	359 人	349,825 円	421,984 円	398,494 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
指定都市	47.8 歳	1,337 人	318,044 円	400,295 円	371,159 円

区 分	県内民間企業 (※)				参 考		
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース (試算値) の比較		C/D
					公務員 (C)	民間 (D)	
横浜市	—	—	—	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理 業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.54	6,980,484 円	3,939,100 円	1.77
うち学校給食職員	調理士	42 歳	282,000 円	1.43	6,399,184 円	3,700,100 円	1.73
うち守衛	守衛	58.1 歳	252,600 円	1.81	6,965,796 円	3,540,500 円	1.97
うち用務員	用務員	54.3 歳	199,300 円	2.12	6,761,744 円	2,747,000 円	2.46
うち自動車運転手	自家用乗用 自動車運転者	54.4 歳	239,400 円	1.89	7,260,284 円	3,190,600 円	2.28

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3か年平均)
 なお、廃棄物処理従業員及び用務員については、都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均のデータを使用している。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横浜市	46.7 歳	409,125 円	506,904 円
神奈川県	45.5 歳	369,876 円	447,630 円
指定都市	46.5 歳	395,091 円	481,751 円

(注)

- 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区	分	横浜市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	177,700 円	171,648 円	172,200 円
	高校卒	149,700 円	138,720 円	140,100 円
技能労務職	中学卒	142,900 円	127,776 円	—
高等学校教育職	大学卒	192,300 円	191,712 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (26年4月1日現在)

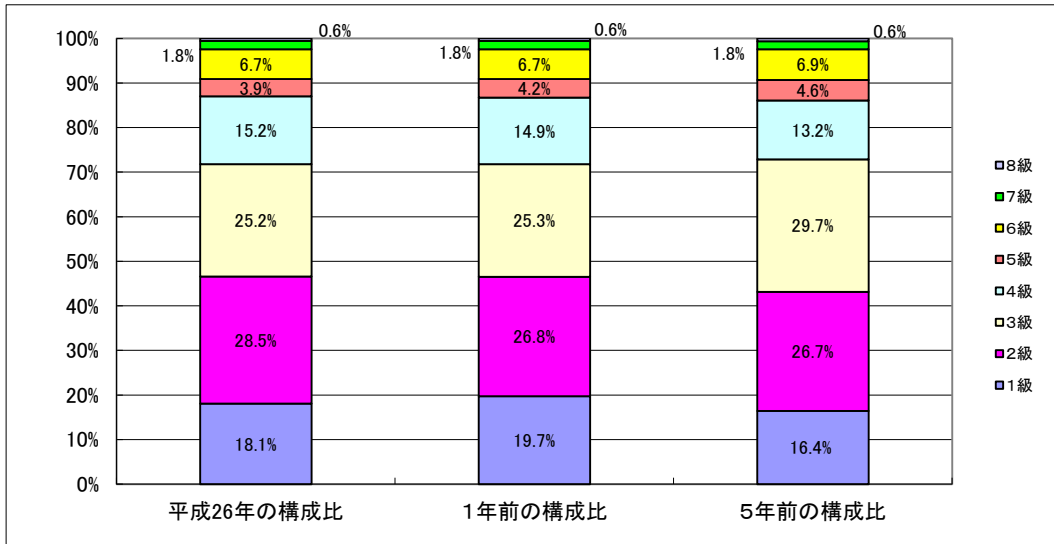
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	278,420 円	382,948 円	403,329 円	442,103 円
	高校卒	228,631 円	328,910 円	375,305 円	397,096 円
技能労務職	高校卒	212,500 円	323,352 円	372,956 円	387,140 円
	中学卒	186,714 円	286,100 円	340,574 円	374,072 円
高等学校教育職	大学卒	327,135 円	426,088 円	467,243 円	473,161 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	職員Ⅰ（基礎的な知識・技術又は経験により業務を行う職務）	1,905人	18.1%	127,600円	298,100円
2級	職員Ⅱ（高度の知識・技術又は経験を必要とする職務）	3,005人	28.5%	200,100円	358,600円
3級	職員Ⅲ（特に高度な知識・技術又は経験を必要とする職務）	2,657人	25.2%	226,700円	403,100円
4級	係長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務	1,601人	15.2%	244,800円	420,500円
5級	課長補佐の職務	407人	3.9%	272,400円	434,100円
6級	課長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務	700人	6.7%	328,700円	512,900円
7級	部長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務	191人	1.8%	473,300円	554,100円
8級	局長若しくは区長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務	63人	0.6%	560,700円	646,000円

- (注) 1 横浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 この表における一般行政職は、「平成26年地方公務員給与実態調査」の職務区分による。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評価の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、評価期間を毎年4月1日から翌年の3月31日までの間とし、12月1日を基準日として、全職員について勤務成績の評価を実施している。なお、係長以上の職員については、昭和30年代頃から実施し、それ以外の職員については、平成16年から行政職員、医療技術・看護職員に、その後順次拡大し、平成19年度からは全職員で実施している。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 昇給への勤務成績の反映については、平成20年4月1日昇給から前年度の評価結果（5段階評価）に基づき昇給区分（課長級以上の職員は0～8号給、それ以外の職員は0～6号給）を決定し、4月1日の昇給に反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横浜市	神奈川県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,681 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,564 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 13～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

係長級以上の経営責任職・運営責任職については平成17年度から、一般職員については平成18年度から、各職員の4月から9月までの業務実績を12月期勤勉手当に、10月から3月までの業務実績を6月期勤勉手当へ反映させ、勤勉手当に差をつけることとしている。
なお、勤勉手当の増減率(成績率)は、次のとおりとしている(平成26年12月期)。

【係長級以上の経営責任職・運営責任職】

評価	SS	S	A	B	C	D
局区長級	+30%	+24%	+14%	±0%	-20%	-35%
部長級	+25%	+18%	+9%	±0%	-15%	-30%
課長級	—	+10%	+5%	±0%	-10%	-20%

※評価基準

- SS …極めて顕著な業務実績をあげた。
- S …特に顕著な業務実績をあげた。
- A …顕著な業務実績をあげた。
- B …十分な業務実績をあげた。
- C・D…十分な業務実績をあげていない。

評価	S	A	B	C
課長補佐級	+8%	+4%	±0%	-5%
係長級	+8%	+4%	±0%	-5%

※評価基準

- S…特に顕著な業務実績をあげた。
- A…顕著な業務実績をあげた。
- B…十分な業務実績をあげた。
- C…十分な業務実績をあげていない。

【一般職員】

評価	A	B	C
一般職員	+5%	±0%	-5%

※評価基準

- A…顕著な業務実績をあげた。
- B…十分な業務実績をあげた。
- C…十分な業務実績をあげていない。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

横浜市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.52 月分	32.74 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.72 月分	40.24 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	43.70 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
1人当たり平均支給額	2,129 千円	24,430 千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			・定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		10,415,345 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		492,521 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全職員	12 %	21,147 人	12 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		103.4 (103.4)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	209,163 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	50,051 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	21.2 %			
手当の種類 (手当数)	7			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
外国勤務手当	フランクフルト事務所勤務する職員	業務に従事	5,908 千円	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額合計(在勤基本手当及び配偶者手当は法の規定による額の80%、住居手当は法の規定による限度の額の80%)
環境整備業務手当	一定の事務所等に勤務する職員	一般廃棄物の収集、運搬、処分等その他の環境整備に関する業務	30,680 千円	日額 100～260円
緊急走行等業務手当	火災、救急業務に係る事故その他の災害等に出動した消防吏員	消防用自動車及び救急用自動車による道路交通法施行令第14条に定めるところによる緊急の業務のための運転の業務	63,924 千円	従事した回数1回につき300円
消防特殊業務手当	身体、生命に危険のおそれがあると認められる業務に従事する消防職員	特殊な消火活動	1,767 千円	従事した回数1回につき340円
		高所等での活動		従事した回数1回につき220円・320円
		潜水での活動		従事した回数1回につき310円～1,500円
		有毒ガス発生状況下での活動		従事した回数1回につき250円
危険な場所での救助活動		従事した回数1回につき210円		
ヘリコプター業務手当	横浜ヘリポート等飛行関連の職員	ヘリコプターの操縦業務	12,974 千円	日額900円～3,700円
		ヘリコプターの整備業務		日額1,700円・1,300円
		ヘリコプターの搭乗作業業務に従事		従事した回数1回につき2,200円・2,860円
教員特殊業務手当	高等学校等の教育職員	学校の管理下において行われる部活動、対外運動競技等又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒に関する指導業務で、勤務を要しない日若しくは休日又はその他の日の正規の勤務時間外に行うもの	92,624 千円	日額 1,000円～5,000円
災害応急対策等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した国内の本市の区域外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動に従事した職員	1,286 千円	日額 840円・1,680円
				日額 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	8,525,058 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	438 千円
支給実績（24年度決算）	8,342,319 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	432 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき6,000円～14,000円を支給（月額）	異なる	支給額	2,148,784 千円	223,832 円
住居手当	借家等に居住する職員に対して、9,000円を支給（月額） 持家等に居住する職員に対して、2,500円を支給（月額）※経過措置期間中	異なる	支給基準及び支給額	1,128,665 千円	73,996 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額） 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～25,000円を支給（月額）	異なる	支給基準及び支給額	2,996,004 千円	143,611 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、30,000円～161,500円を支給（月額）	異なる	支給額	855,454 千円	697,760 円
初任給調整手当	医師・歯科医師、看護師等に対して一定期間1,600円～216,000円を支給（月額）	異なる	支給基準及び支給額	98,653 千円	1,973,060 円
日直・宿直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日において、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び庁内の監視に従事した職員に対して（日直）、庁舎に宿泊して、日直と同様の業務に従事した職員に対して（宿直）、勤務1回につき6,400円を支給 ただし、従事した時間が5時間未満の場合は3,200円（日直に限る）を支給	異なる	支給額	64,554 千円	83,403 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	上記（5）時間外勤務手当に含む	上記（5）時間外勤務手当に含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	上記（5）時間外勤務手当に含む	上記（5）時間外勤務手当に含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日において4時間以上勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、8,000円～12,000円（8時間以上勤務した場合は、この額の150/100の額）を支給	異なる	支給基準及び支給額	300 千円	17,647 円
義務教育等教員 特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して、2,000円～8,000円を支給（月額）			49,139 千円	69,504 円

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,428,000 円	(参考) 指定都市における最高/最低額	
	副 市 長	1,148,000 円	1,428,000 円 /	500,000 円
報 酬	議 長	1,179,000 円	1,179,000 円 /	500,000 円
	副 議 長	1,061,000 円	1,061,000 円 /	500,000 円
	議 員	953,000 円	953,000 円 /	500,000 円
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)		
	副 市 長	4.00 月分		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.00 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	$1,428,000 \times \text{在職月数} \times 0.52$	35,642,880円	任期毎
		$1,148,000 \times \text{在職月数} \times 0.40$	22,041,600円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

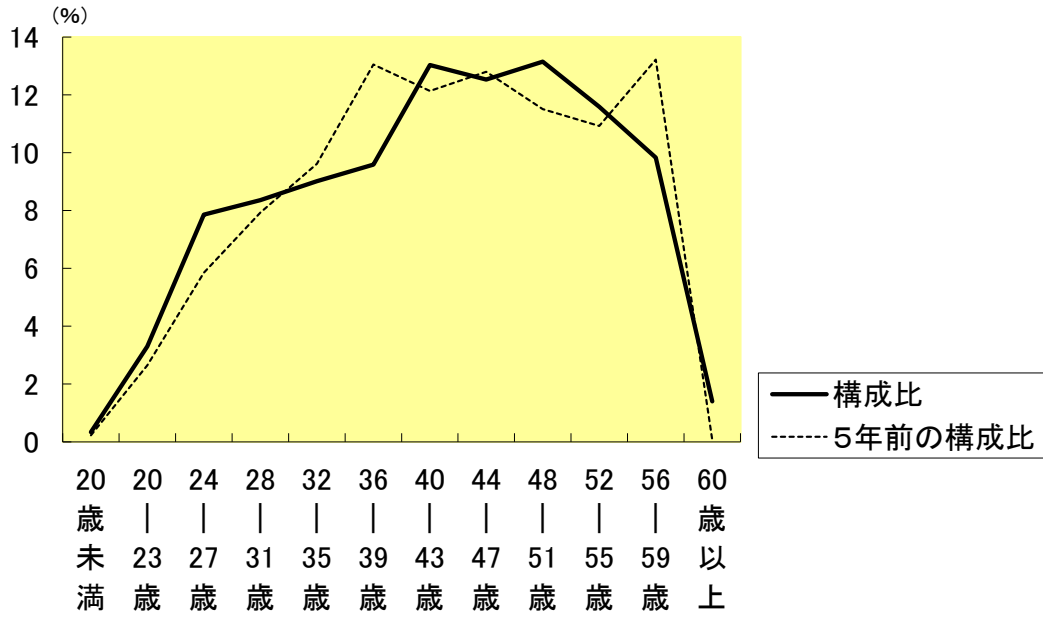
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	48	56	8	
	総務	2,892	2,877	▲15	戸籍等の郵送請求事務処理集約化
	税務	1,122	1,106	▲16	納税内部事務等の集約化
	労働	21	21	0	
	農林水産	110	110	0	
	商工	190	184	▲6	
	土木	2,053	2,086	33	防災まちづくりの推進
	民生	4,116	4,140	24	子ども・子育て支援新制度への対応
	衛生	3,265	3,337	72	臨時福祉給付金支給への対応、みどりアップ計画等への対応
	計	13,817	13,917	100	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 45.21 人)
	教育部門	2,477	2,497	20	常勤再任用職員の配置
	消防部門	3,419	3,415	▲4	指令体制の効率化
	小 計	19,713	19,829	116	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.87 人)
公営企業等会計部門	病院	2,151	2,153	2	
	水道	1,435	1,435	0	
	交通	2,091	2,211	120	組織体制の強化
	下水道	764	785	21	
	その他	778	773	▲5	
	小 計	7,219	7,357	138	
合 計		26,932 [26,427]	27,186 [28,410]	254 [1,983]	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.19 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	92人	897人	2,136人	2,274人	2,451人	2,607人	3,543人	3,406人	3,575人	3,151人	2,672人	382人	27,186人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	13,732	13,590	13,977	13,747	13,817	13,917	185 (1.3%)
教育	2,651	2,613	2,564	2,504	2,477	2,497	▲ 154 (▲ 5.8%)
消防	3,387	3,378	3,439	3,432	3,419	3,415	28 (0.8%)
普通会計計	19,770	19,581	19,980	19,683	19,713	19,829	59 (0.3%)
公営企業等会計計	7,809	7,619	7,263	7,119	7,219	7,357	▲ 452 (▲ 5.8%)
総合計	27,579	27,200	27,243	26,802	26,932	27,186	▲ 393 (▲ 1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 74,009,546	千円 5,751,812	千円 13,222,223	% 17.9	% 19.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 1,431	千円 5,853,168	千円 1,950,379	千円 2,503,381	千円 10,306,928	千円 7,203

(参考) 指定都市水道事 業平均一人当たり給与費
千円 6,755

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。
3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費1,922,424千円を含まない

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市 (水道事業)	45.5 歳	409,595 円	610,012 円
指定都市 (水道事業)	44.9 歳	366,274 円	550,452 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市 (水道事業)		横浜市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (25年度)		1人当たり平均支給額 (25年度)	
1,751 千円		1,681 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.65 月分	1.35 月分	2.65 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 5~20%		・職務段階別加算 5~20%	
・管理職加算 25%		・管理職加算 13~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市 (水道事業) の1人当たり平均支給額は、1,570千円となっている。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

横浜市（水道事業）			横浜市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.52 月分	32.74 月分	勤続20年	20.52 月分	32.74 月分
勤続25年	30.72 月分	40.24 月分	勤続25年	30.72 月分	40.24 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	43.70 月分	52.44 月分	最高限度額	43.70 月分	52.44 月分
1人当たり平均支給額	7,258 千円	23,668 千円	1人当たり平均支給額	2,129 千円	24,430 千円
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

指定都市（水道事業）の1人当たり平均支給額は、23,539千円となっている。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		733,855 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		513,185 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	12 %	1,430 人	12 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		- %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
災害応急対策等派遣手当	災害対策基本法に規定する災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣された職員	災害応急対策、災害復旧のための業務又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動に従事	0 千円	日額 840円～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	667,185 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	421 千円
支給実績（24年度決算）	645,343 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	391 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき6,000円～ 14,000円を支給(月額)	同じ	—	211,499 千円	241,162 円
住居手当	借家等に居住する職員に対して、 9,000円を支給(月額) 持家等に居住する職員に対して、 2,500円を支給(月額) ※経過措 置期間中	同じ	—	82,857 千円	71,676 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する 職員に対して、1か月に要する運 賃等の額に応じて55,000円を限度 に支給(月額) 通勤のため交通用具を使用する職 員に対して、距離に応じて2,000 円～25,000円を支給(月額)	同じ	—	220,565 千円	157,885 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対して、その職の特殊性に基づ き、48,000円～161,500円を支給 (月額)	同じ	—	38,844 千円	669,732 円
単身赴任手当	異動又は勤務場所の移転に伴い、 移転後の勤務場所へ通勤すること が困難である等の職員に対し、 23,000円を支給(月額) また、距離に応じ6,000円～ 45,000円を加算する。	同じ	—	978 千円	244,500 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した 職員に対して、勤務1時間につ き、勤務1時間当たりの給与額の 135/100を支給	同じ	—	13頁「オ 時間外 勤務手当」に含む	13頁「オ 時間外勤 務手当」に含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時か ら翌日の午前5時までの間に勤務 を命ぜられた職員に対して、勤務 1時間につき、勤務1時間当たり の給与額の25/100を支給	同じ	—	13頁「オ 時間外 勤務手当」に含む	13頁「オ 時間外勤 務手当」に含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、勤務を要し ない日又は休日において4時間以 上勤務した管理又は監督の地位に ある職員に対して、8,000円～ 12,000円(8時間以上勤務した場 合は、この額の150/100の額)を 支給	同じ	—	0 千円	0 円

(注) 「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,984,642	千円 908,215	千円 200,825	% 10.1	% 10.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 26	千円 102,991	千円 29,371	千円 43,182	千円 175,544	千円 6,752

(参考) 指定都市工業 用水道事業平均一人当 り給与費
千円 6,728

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。
 3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費19,981千円を含まない

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市 (工業用水道事業)	42.8 歳	395,340 円	571,752 円
指定都市 (工業用水道事業)	45.3 歳	369,337 円	554,646 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市 (工業用水道事業)		横浜市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,661 千円		1人当たり平均支給額 (25年度) 1,681 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 13~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市 (工業用水道事業) の1人当たり平均支給額は、1,541千円となっている。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

横浜市（工業用水道事業）			横浜市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.52 月分	32.74 月分	勤続20年	20.52 月分	32.74 月分
勤続25年	30.72 月分	40.24 月分	勤続25年	30.72 月分	40.24 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	43.70 月分	52.44 月分	最高限度額	43.70 月分	52.44 月分
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,129 千円	24,430 千円
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

※ 退職手当はすべて水道事業会計で支出し、工業用水道事業では負担金を支払っているため退職手当は支給していない。

（注）指定都市（工業用水道事業）の1人当たり平均支給額は、20,837千円となっている。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		12,824 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		493,249 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	12 %	26 人	12 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		- %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
災害応急対策等派遣手当	災害対策基本法に規定する災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣された職員	災害応急対策、災害復旧のための業務又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動に従事	0 千円	日額 840円～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	7,258 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	259 千円
支給実績（24年度決算）	6,837 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	263 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき6,000円～ 14,000円を支給(月額)	同じ	—	3,292 千円	299,273 円
住居手当	借家等に居住する職員に対して、 9,000円を支給(月額) 持家等に居住する職員に対して、 2,500円を支給(月額) ※経過措 置期間中	同じ	—	1,595 千円	72,500 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する 職員に対して、1か月に要する運 賃等の額に応じて55,000円を限度 に支給(月額) 通勤のため交通用具を使用する職 員に対して、距離に応じて2,000 円～25,000円を支給(月額)	同じ	—	3,831 千円	147,355 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対して、その職の特殊性に基づ き、48,000円～161,500円を支給 (月額)	同じ	—	588 千円	588,300 円
単身赴任手当	異動又は勤務場所の移転に伴い、 移転後の勤務場所へ通勤すること が困難である等の職員に対し、 23,000円を支給(月額) また、距離に応じ6,000円～ 45,000円を加算する。	同じ	—	0 千円	0 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した 職員に対して、勤務1時間につ き、勤務1時間当たりの給与額の 135/100を支給	同じ	—	16頁「オ 時間外 勤務手当」に含む	16頁「オ 時間外勤 務手当」に含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時か ら翌日の午前5時までの間に勤務 を命ぜられた職員に対して、勤務 1時間につき、勤務1時間当たり の給与額の25/100を支給	同じ	—	16頁「オ 時間外 勤務手当」に含む	16頁「オ 時間外勤 務手当」に含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、勤務を要し ない日又は休日において4時間以 上勤務した管理又は監督の地位に ある職員に対して、8,000円～ 12,000円(8時間以上勤務した場 合は、この額の150/100の額)を 支給	同じ	—	0 千円	0 円

(注) 「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。

(3) 自動車事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 19,461,430	千円 1,247,929	千円 12,630,569	% 64.9	% 65.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 1,216	千円 4,682,097	千円 2,725,640	千円 1,944,763	千円 9,352,500	千円 7,691

(参考) 指定都市バス事業平均一 人当たり給与費
千円 7,015

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。
3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市(自動車事業)	47.0 歳	366,848 円	626,397 円
指定都市(バス事業)平均	46.9 歳	350,852 円	585,035 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
横浜市	47.0 歳	1029 人	362,733 円	627,419 円
指定都市平均	47.2 歳	442 人	342,599 円	576,282 円

区 分	県内民間企業			参 考			
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		C/D
					公務員(C)	民間(D)	
横浜市	営業用バス運転手	47.8 歳	472,300 円	1.33	7,529,028 円	5,667,900 円	1.33

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3か年平均)
 ※ 民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍した試算値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市（自動車事業）		横浜市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（25年度）		1人当たり平均支給額（25年度）	
1,599 千円		1,681 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.65 月分	1.35 月分	2.65 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 5～20%		・職務段階別加算 5～20%	
・管理職加算 13～25%		・管理職加算 13～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市（バス事業）の1人当たり平均支給額は、1,473千円となっている。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

横浜市（自動車事業）			横浜市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.52 月分	32.74 月分	勤続20年	20.52 月分	32.74 月分
勤続25年	30.72 月分	40.24 月分	勤続25年	30.72 月分	40.24 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	43.70 月分	52.44 月分	最高限度額	43.70 月分	52.44 月分
1人当たり平均支給額	5,294 千円	19,717 千円	1人当たり平均支給額	2,129 千円	24,430 千円
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

指定都市（バス事業）の1人当たり平均支給額は、17,515千円となっている。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		591,878 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		464,218 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	12 %	1,364 人	12 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	- %
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,687,003 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	1,334 千円
支給実績（24年度決算）	1,510,669 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	1,202 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき6,000円～14,000円を支給（月額）	同じ	—	241,873 千円	198,909 円
住居手当	借家等に居住する職員に対して、9,000円を支給（月額） 持家等に居住する職員に対して、2,500円を支給（月額）※経過措置期間中	同じ	—	76,624 千円	63,013 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額） 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～25,000円を支給（月額）	同じ	—	114,150 千円	89,529 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、48,000円～161,500円を支給（月額）	同じ	—	8,405 千円	700,417 円
休日給	正規の勤務時間に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100/100を支給	異なる	支給割合	上記「オ 時間外勤務手当」を含む	上記「オ 時間外勤務手当」を含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	上記「オ 時間外勤務手当」を含む	上記「オ 時間外勤務手当」を含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日において4時間以上勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、8,000円～12,000円（8時間以上勤務した場合は、この額の150/100の額）を支給	同じ	—	0 千円	0 円

（注）「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。

(4) 高速鉄道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
25年度	千円 38,767,353	千円 4,989,589	千円 7,779,793	% 20.1	% 19.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 指定都市鉄道事業平均一 人当たり給与費 千円 7,207
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 870	千円 3,496,995	千円 1,741,318	千円 1,472,577	千円 6,710,890	千円 7,713	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。
3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費808,399千円を含まない

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市(高速鉄道事業)	44.3 歳	369,874 円	615,706 円
指定都市(鉄道事業)平均	44.3 歳	363,108 円	599,524 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うち鉄軌道事業運転手)

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
横浜市	40.4 歳	167 人	340,515 円	577,423 円

区 分	民間			参 考			
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		C/D
					公務員(C)	民間(D)	
横浜市	電車運転士	39.5 歳	517,800 円	1.12	6,929,076 円	6,213,500 円	1.12

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3か年平均)
 ※ 民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍した試算値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市(高速鉄道事業)		横浜市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,693 千円		1,681 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.65 月分	1.35 月分	2.65 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 5～20%		・職務段階別加算 5～20%	
・管理職加算 13～25%		・管理職加算 13～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市(鉄道事業)の1人当たり平均支給額は、1,553千円となっている。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

横浜市（高速鉄道事業）			横浜市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.52 月分	32.74 月分	勤続20年	20.52 月分	32.74 月分
勤続25年	30.72 月分	40.24 月分	勤続25年	30.72 月分	40.24 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	43.70 月分	52.44 月分	最高限度額	43.70 月分	52.44 月分
1人当たり平均支給額	0 千円	22,228 千円	1人当たり平均支給額	2,129 千円	24,430 千円
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

指定都市（鉄道事業）の1人当たり平均支給額は、20,966千円となっている。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		438,172 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		462,207 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	12 %	981 人	12 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	23,090 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	74,485 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	32.7 %			
手当の種類（手当数）	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
宿泊手当	乗務員、技術現業職員	運転業務、保守業務	23,090 千円	1件あたり1,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	931,352 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	998 千円
支給実績（24年度決算）	904,780 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	1,028 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき6,000円～ 14,000円を支給(月額)	同じ	—	136,708 千円	156,955 円
住居手当	借家等に居住する職員に対して、 9,000円を支給(月額) 持家等に居住する職員に対して、 2,500円を支給(月額) ※経過措 置期間中	同じ	—	50,604 千円	58,099 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する 職員に対して、1か月に要する運 賃等の額に応じて55,000円を限度 に支給(月額) 通勤のため交通用具を使用する職 員に対して、距離に応じて2,000 円～25,000円を支給(月額)	同じ	—	136,808 千円	144,312 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対して、その職の特殊性に基づ き、48,000円～161,500円を支給 (月額)	同じ	—	17,743 千円	682,423 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した 職員に対して、勤務1時間につ き、勤務1時間当たりの給与額の 100/100を支給	異なる	支給割合	22頁「オ 時間外 勤務手当」に含む	22頁「オ 時間外勤 務手当」に含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時か ら翌日の午前5時までの間に勤務 を命ぜられた職員に対して、勤務 1時間につき、勤務1時間当たり の給与額の25/100を支給	同じ	—	22頁「オ 時間外 勤務手当」に含む	22頁「オ 時間外勤 務手当」に含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、勤務を要し ない日又は休日において4時間以 上勤務した管理又は監督の地位に ある職員に対して、8,000円～ 12,000円(8時間以上勤務した場 合は、この額の150/100の額)を 支給	同じ	—	0 千円	0 円

(注) 「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。

(5) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 28,921,884	千円 -1,933,066	千円 12,115,670	% 41.9	% 40.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 指定都市病院事業平均一 人当たり給与費 千円 7,482
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 1,393	千円 4,999,832	千円 2,957,452	千円 2,135,218	千円 10,092,502	千円 7,245	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。
3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
横浜市 (病院事業・医師)	43.9 歳	550,090 円	1,317,014 円
横浜市 (病院事業・看護師)	37.5 歳	321,589 円	499,655 円
横浜市 (病院事業・事務職)	40.6 歳	383,355 円	575,372 円
指定都市 (病院事業・医師) 平均	44.4 歳	545,445 円	1,373,849 円
指定都市 (病院事業・看護師) 平均	38.0 歳	298,378 円	492,241 円
指定都市 (病院事業・事務職) 平均	42.0 歳	367,014 円	602,825 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横浜市 (病院事業)		横浜市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,516 千円		1人当たり平均支給額 (25年度) 1,681 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 13~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 13~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

指定都市 (病院事業) の1人当たり平均支給額は、1,440千円となっている。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

横浜市（病院事業）			横浜市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.52 月分	32.74 月分	勤続20年	20.52 月分	32.74 月分
勤続25年	30.72 月分	40.24 月分	勤続25年	30.72 月分	40.24 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	43.70 月分	52.44 月分	最高限度額	43.70 月分	52.44 月分
1人当たり平均支給額	1,691 千円	24,361 千円	1人当たり平均支給額	2,129 千円	24,430 千円
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

指定都市（病院事業）の1人当たり平均支給額は、5,911千円となっている。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		622,541 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		437,484 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	12 %	1,423 人	12 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		241,989 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		294,033 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		57.8 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務が深夜帯において行われる業務に従事	231,653 千円	1回3,500円（深夜の全部を含む勤務である場合3,800円加算、深夜における勤務時間が2時間に満たない場合2,600円、特別の事情のあるとき400円加算）
分べん手当	病院に勤務する医師	分べん補助業務に従事	7,429 千円	1件10,000円
緊急呼出待機手当	病院に勤務する医師及び看護師	緊急時の診療業務に対応するため自宅等に待機をした場合	2,907 千円	医師 1回2,500円 看護師 1回2,000円
災害応急対策等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した国内の本市の区域外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員		— 千円	日額 840円・1,680円
	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動に従事した職員			日額 4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	912,053 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	648 千円
支給実績（24年度決算）	849,060 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	636 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給及び夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族1人につき6,000円～15,000円を支給(月額)	同じ	—	79,198 千円	188,118 円
住居手当	借家等に居住する職員に対して、9,000円を支給(月額) 持家等に居住する職員に対して、2,500円を支給(月額) ※経過措置期間中	同じ	—	66,949 千円	76,688 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給(月額) 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて2,000円～25,000円を支給(月額)	同じ	—	148,881 千円	127,248 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき、職務の級及び職の区分に応じて、50,000円～161,500円を支給(月額)	同じ	—	96,636 千円	920,342 円
初任給調整手当	医師・歯科医師、看護師等に対して一定期間1,600円～306,000円を支給(月額)	異なる	支給額	527,481 千円	772,300 円
日直・宿直手当	【日直】正規の勤務時間以外の時間及び休日において、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び庁内の監視に従事 【宿直】庁舎に宿泊して、日直と同様の業務に従事した職員に対して、勤務1回につき6,400円(医師等は15,400円)、従事した時間が5時間未満の場合は3,200円(日直に限る)を支給	同じ	—	212,040 千円	570,000 円
休日給	正規の勤務時間内に休日勤務した職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ	—	25頁「オ 時間外勤務手当」に含む	25頁「オ 時間外勤務手当」に含む
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ	—	25頁「オ 時間外勤務手当」に含む	25頁「オ 時間外勤務手当」に含む
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日において、4時間以上勤務した管理又は監督の地位にある職員に対して、8,000円～12,000円(8時間以上勤務した場合は、この額の150/100の額)を支給	同じ	—	0 千円	0 円

(注) 「③職員の手当の状況」における一般行政職とは、公営企業職員を除く横浜市職員をいう。